

障がいのある方に届く啓発・利用される相談窓口とは

1 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の施行

令和5年4月1日、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例が施行されました。

「当事者目線の障害福祉」とは、障がい当事者の心の声に耳を傾け、支援者など周りの人が工夫しながらサポートすることで、お互いの心が輝くことを目指すものです。

この条例の基本計画に定める施策の一つに、「障害者の消費者被害の防止及び救済に関する施策」を掲げており、対応が求められています。

○ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例(令和4年神奈川県条例第57号)〈抜粋〉

(目的)

第1条 この条例は、当事者目線の障害福祉の推進について、基本理念を定め、及び県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、当事者目線の障害福祉を推進するための基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障害福祉の推進を図り、もって障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資することを目的とする。

(基本計画に定める施策)

第9条 基本計画には、次に掲げる施策について定めるものとする。

(11) 障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするための防災及び防犯並びに障害者の消費者被害の防止及び救済に関する施策

2 これまでの取組

(1) 消費生活相談

ア 筆談による相談対応

イ 遠隔手話通訳サービスを利用した相談対応(R2～)

ウ メール相談(H19～ R4実績 706件)

エ 相談員等対象研修(契約弱者等対応研修)の実施(H27～)

年度によって、高齢者、若者、外国人などテーマを変更して実施

オ 精神保健福祉士による相談対応への助言(H29～ R4実績 21件)

(2) 消費者教育・啓発

ア 特別支援学校への消費者教育資料・啓発物品の配付

イ 就労支援事業所等への啓発資料の配付(R4実績 1,102か所 50,000枚)

ウ 出前講座・インターネット被害未然防止講座の実施(R4実績 15回 450名)

エ 見守りネットワーク構築のための啓発物品の配付

オ 課 SNS アカウントでの情報発信(R4実績7回)

(3) 悪質な事業者に対する指導・処分(R4実績 指導 28件、処分1件)

3 今後の新たな取組の方向性(案)

福祉部局や市町村と連携した

- ・ HP や SNS を活用した啓発や相談窓口の周知
- ・ 障がい者向け啓発資料の作成配付